

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例

大和市保育の実施に関する条例（昭和62年大和市条例第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく小学校就学前子どもの教育及び保育並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び児童福祉法において使用する用語の例による。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、支給認定等その他の小学校就学前子どもの教育及び保育並びに保育所への入所手続その他の保育の利用に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第4条 正当な理由なしに、法第13条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、100,000円以下の過料に処する。

第5条 法第23条第2項若しくは第4項又は第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者は、100,000円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。